

「令和7年度全国学力・学習状況調査に関する実施要領」の概要

調査の目的：義務教育の機会均等とその水準の維持向上の観点から、全国的な児童生徒の学力や学習状況を把握・分析し、教育施策の成果と課題を検証し、その改善を図るとともに、学校における児童生徒への教育指導の充実や学習状況の改善等に役立てる。さらに、そのような取組を通じて、教育に関する継続的な検証改善サイクルを確立する。

1. 調査の内容

対 象：小学校第6学年、中学校第3学年の全児童生徒

内 容：国語、算数・数学、理科 及び 質問調査 ※中学校理科はCBTでの実施

実施日：令和7年4月17日（木）

※児童質問調査：

令和7年4月18日（金）～令和7年4月30日（水）の間

※中学校理科・生徒質問調査

令和7年4月14日（月）～令和7年4月17日（木）の間

2. 継続して重要とされる部分について

重要

教育委員会における市町村・学校の結果公表の取扱い関係部分

⇒〔実施要領P. 7～9「7（5）調査結果の取扱いに関する配慮事項」〕参照

（概要）

調査結果については、調査の目的を達成するため、自らの教育及び教育施策の改善、各児童生徒の全般的な学習状況の改善等につなげることが重要であることに留意し、適切に取り扱うものとする。

調査結果の公表に関しては、教育委員会や学校が、保護者や地域住民に対して説明責任を果たすことが重要である。一方、調査により測定できるのは学力の特定の一部であること、学校における教育活動の一側面であることなどを踏まえるとともに、序列化や過度な競争が生じないようにするなど教育上の効果や影響等に十分配慮することが重要である。このことを踏まえ、具体的な公表の手続き等は、以下のとおりとする。

- ◇ 市町村教育委員会（学校の設置管理者）においては、当該市町村における公立学校全体の結果や個々の学校名を明らかにした公表について、それぞれの判断において、実施要領に定める配慮事項に基づき、行うことについては可能であるとした。
- ◇ 都道府県教育委員会において、市町村教育委員会の同意を得た場合に限り、実施要領に定める配慮事項に基づき、当該市町村名又は当該市町村教育委員会が設置管理する学校名を明らかにした公表を行うことは可能であるとした。
- ◇ 教育委員会等において調査結果を公表する場合の配慮事項。

- ・公表する内容や方法等については、教育上の効果や影響等を考慮して適切なものとなるよう判断する。
- ・単に平均正答数や平均正答率などの数値のみの公表は行わず、分析結果を併せて公表する。さらに、調査結果の分析を踏まえた今後の改善方策も速やかに示す。
- ・教育委員会が個々の学校名を明らかにした公表を行う場合、当該学校と公表する内容や方法等について事前に十分相談する。なお、平均正答数や平均正答率などの数値について、一覧での公表やそれらの数値により順位を付した公表などは行わない。
- ・児童生徒個人情報の保護や、学校・地域の実情に応じて、必要な配慮を行う。